

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号, 平成26年(ワ)第2109号,  
平成28年(ワ)第2098号, 同第7630号 損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほか242名

被告 国 ほか1名

### 被告国第3準備書面の訂正について

平成29年3月2日

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人

鈴木和



清水真人



今村弘



帆足智典



鈴木優香子



原田剛



田中宏



中野雅康 

竹原友深 

貝原研人 

小林勝 

高橋正史 

小川哲兵 

武田龍夫 

田中博史 

矢野諭 

前田后穂 

内山則之 

世良田鎮 

豊島広史 

谷川泰淳 

小野祐二 

布田洋史 

足立恭二 

荒川一郎 

忠内巖大 

止野友博 

小野雅士 

岩田順一 

鈴木健之 


船田晃代 

安達泰之 

森野央士 

大瀧拓馬 

住田博正 

白津宗規 

服部翔生 


高野菊雄 

伊藤弘幸 

京藤雄太 

田口周平 

水越貴紀 

福島正也 

土佐怜生 

被告国第3準備書面中の主張に、以下のとおりの誤りがあったため、被告国は、本書面において主張内容を改める。

なお、略語については従前の例による。

## 1 主張の誤りの部分

被告国は、被告国第3準備書面第4の3(2)ア第2段落(36ページ)において、「この指示を受けて被告東電は、同月26日、改善計画を提出し、平成20年2月までに化学消防車2台及び水槽付消防車1台を被告東電柏崎刈羽原子力発電所に配備するとともに、防火水槽を複数箇所に設置し、平成22年6月には、同発電所の各号機のタービン建屋等に消化系につながる送水口を増設した。さらに、平成22年7月頃、発電所対策本部を設置する緊急時対策室を事務本館から免震重要棟に移転した。」との主張をしたが、被告東電が上記対策を行ったのは「柏崎刈羽原子力発電所」ではなく「福島第一発電所」の誤りであったほか(甲A第1号証・政府事故調中間報告書・本文編438ページ)、誤字が確認された。

## 2 訂正後の主張

そのため、被告国は、上記1記載の主張を、「この指示を受けて被告東電は、同月26日、改善計画を提出し、平成20年2月までに化学消防車2台及び水槽付消防車1台を福島第一発電所に配備するとともに、防火水槽を複数箇所に設置し、平成22年6月には、同発電所の各号機のタービン建屋等に消火系につながる送水口を増設した。さらに、平成22年7月頃、発電所対策本部を設置する緊急時対策室を事務本館から免震重要棟に移転した。」に改める。

以 上